

北上市立北上中学校 いじめ防止基本方針  
改訂版

令和7年4月

北上市立北上中学校

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に「豊かな人間性を培い、進んで社会の発展に寄与する創造的実践人」を掲げ、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

### 3 いじめの「未然防止」「早期発見・早期解決」「再発防止」に向けた基本方針

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であるという重大認識を持ち、「いじめのない学校」の実現に努める。また、危機管理意識をもって、常に情報収集(早期発見)・共有化に努める。
- (2) いじめが発生した場合は、いじめられている立場に立ち、気持ちに寄り添って「絶対に守り通す」ことを基本に、早期発見・早期対応・早期解決、再発防止に向けた指導支援を組織的に行っていく。
- (3) いじめが発生した場合、いじめた生徒に対しては、「いじめ行為は絶対に許されない」という毅然とした指導対応をするとともに、周囲の生徒に対しても、適切な指導を行い、二度といじめを起さないよう立ち直りに向けた指導を徹底していく。また、解決状況について、観察・指導をしていく。

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) 発達障がい等の特別な事情のある生徒への対応について、教職員全体で研修する機会を設け共通理解を図る。
- (6) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。

(7) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を図る。

## 2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分・他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 生徒一人ひとりの個性や違いを認め、他人を尊重する態度を育む。
- (3) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (4) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (5) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、「いじめ対策委員会」を設置する。「いじめ対策委員会」は、いじめ防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織であり、重大事態が発生した際、適切な対処の在り方について検討し、実行する中枢となる。

### (1) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、通級担当、スクールカウンセラー 等

### (2) 役割分担

校長 副校長 主幹教諭	①方針の明確化 ③校内研修の充実 ⑤マスコミ対応	②組織の活性化 ④関係諸機関等との連携
生徒指導主事	①情報の集約と記録 ③生徒指導（事情聴取・説諭） ④保護者面接（必要に応じて） ⑤いじめ対策委員会の招集	②指導・支援の指示 ⑥校内研修の推進
学年主任	①担任のフォローアップ ②生徒指導（事情聴取・説諭） ③保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問等） ④学年内の情報の集約と記録 ⑤アフターフォロー	⑥学年全体への指導
担任	①いじめの早期発見・事実確認 ②学年主任、生徒指導主事等への報告 ③生徒指導（事情聴取・説諭） ④保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問等） ⑤学年内の情報の集約と記録 ⑥アフターフォロー	⑦学級への指導

### (3) 取組内容

- ア いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- イ 教職員の資質向上のための校内研修会の企画・立案
- ウ いじめの未然防止、積極的な認知、早期発見のための取り組み

- エ アンケート調査及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
- オ いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進
- カ いじめ防止基本方針の見直し
- キ 重大事態が発生した際の対応
- ク 学校設置者との連携体制の整備
- ケ 対象生徒への支援及び指導等の記録作成と保存・各調査結果の記録作成と保存

(4) 開催時期

定例の職員会議の他に、週に1回（校内支援会議）開催する。いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

#### 4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅宣言」や「ハイタッチ運動」「イエローリボン活動」等の取り組み
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取り組み
- (3) いじめの問題にかかわる討論会の実施
- (4) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

#### 5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を学校通信に掲載するほか、授業参観日や地区懇談会などを利用して広く周知する。
- (2) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

#### 6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会（7月）
- (2) いじめ問題への取り組みについてのチェックポイントによる自己診断（6月・9月・2月）

### Ⅲ いじめの早期発見のための取組

#### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する（学級担任は、日記や生活ノート等も活用する）
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

#### 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査：年4回（5月・6月・11月・2月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査：年2回（6月・10月）

(3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査：年3回（6月・11月・2月）

※ 通信機器アンケートの中でもいじめ問題にふれて調査を行う。

(4) 校長は生徒との個人面談の際に、いじめ問題についても話題にする。

### 3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・・・・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・教育相談コーディネーター
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・学校または北上警察署
- ※市町村設置の相談窓口・・・・・・・・北上市教育委員会
- ※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・・・019-623-7830（24時間対応）

## IV いじめの問題に対する早期対応

### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適應していくために、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。
- (9) 生徒・保護者からの申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。
- (10) 法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

### 3 具体的な対応の流れ

- (1) いじめの発見
  - ア いじめを発見した教師および報告を受けた教員が、現場に行っていじめの行為をやめさせる。
  - イ いじめの状況を校長に報告する。(第1報)

発見教職員	→	学年主任	→	生徒指導主事	→	副校長	→	校長
-------	---	------	---	--------	---	-----	---	----
  - ウ 校長の指示の下、生徒指導対策会議を開催
    - ※いじめ対策委員会とは別に、生徒に関係するメンバーで構成する。
- (2) いじめの調査
  - ア 校長の指示の下、所属する学年を中心に加害者、被害者、第三者等から事情を聞き取る。
  - イ 聞き取った内容を照らし合わせ事実の確認を行う。(主任が責任をもって記録する。)
- (3) いじめ対策員委員会の開催
  - ア 事実を報告し、いじめか否かの判断(認知)を行う。※重大事態に該当するか確認する。
  - イ 被害者、加害者生徒の対応、保護者への対応、関係機関等との連携について検討する。
- (4) 全教職員への通知
  - ア 臨時の職員会議を開き、事実を全職員に知らせる。
  - イ 今後の対応について説明する。

### 4 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

### 5 警察及び他機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、北上市教育委員会及び北上警察署と連携して対処する。また、必要に応じて児童相談所等の他機関とも連携を図る。

### 6 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、北上市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに北上警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) 通信機器の関係するアンケートを定期的に行い、ネットによるいじめの状況を把握すると共に、その利用方法やプライバシーについて外部の講師を招いて学習する。

- (4) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得るとともに、PTAと連携し、情報モラル研修会を開催するなど啓発に努める。

## 7 特別な事情を持った生徒へのいじめ対応

- (1) 特別支援学級及び発達障がい等の生徒については、普段から周囲の生徒との関係を把握し、必要に応じて本人並びに周囲の生徒に助言・指導を行う。また、東日本大震災で被災した生徒、帰国子女及び性同一性障害等の生徒については、日常的な観察と定期的に教育相談を行い、いじめ防止に努める。
- (2) 万が一、いじめが発生した場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、専門機関や保護者と連携して対応に当たる。

## V いじめの解消判断

### 1 解消決定に係って

いじめが解消されたかどうかの判断は、加害者に対する指導が行われた後、3ヶ月が経過した後にいじめの行為が止んでいること等を被害生徒・保護者に確認し、「いじめ対策委員会」を開催して、解消確認の判断を行う。いじめが止んでいないと判断された場合は、改めて、相当の期間を設定して注視する。その期間は、「いじめ対策委員会」で決定する。

### 2 解消決定後の支援体制について

加害者に対する指導が終わってからの3ヶ月の間、学級担任は被害者生徒をよく観察し学校生活の様子を記録するとともに、定期的（3週間に1度の割合）に面談を行い、心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいるかどうかを確認する。さらに、保護者に対しても心身の状況を確認し、面談の様子や学校生活の様子を伝える。

※本人の希望で面談相手をSCや養護教諭等に代える場合もある。

## VI 重大事態への対処

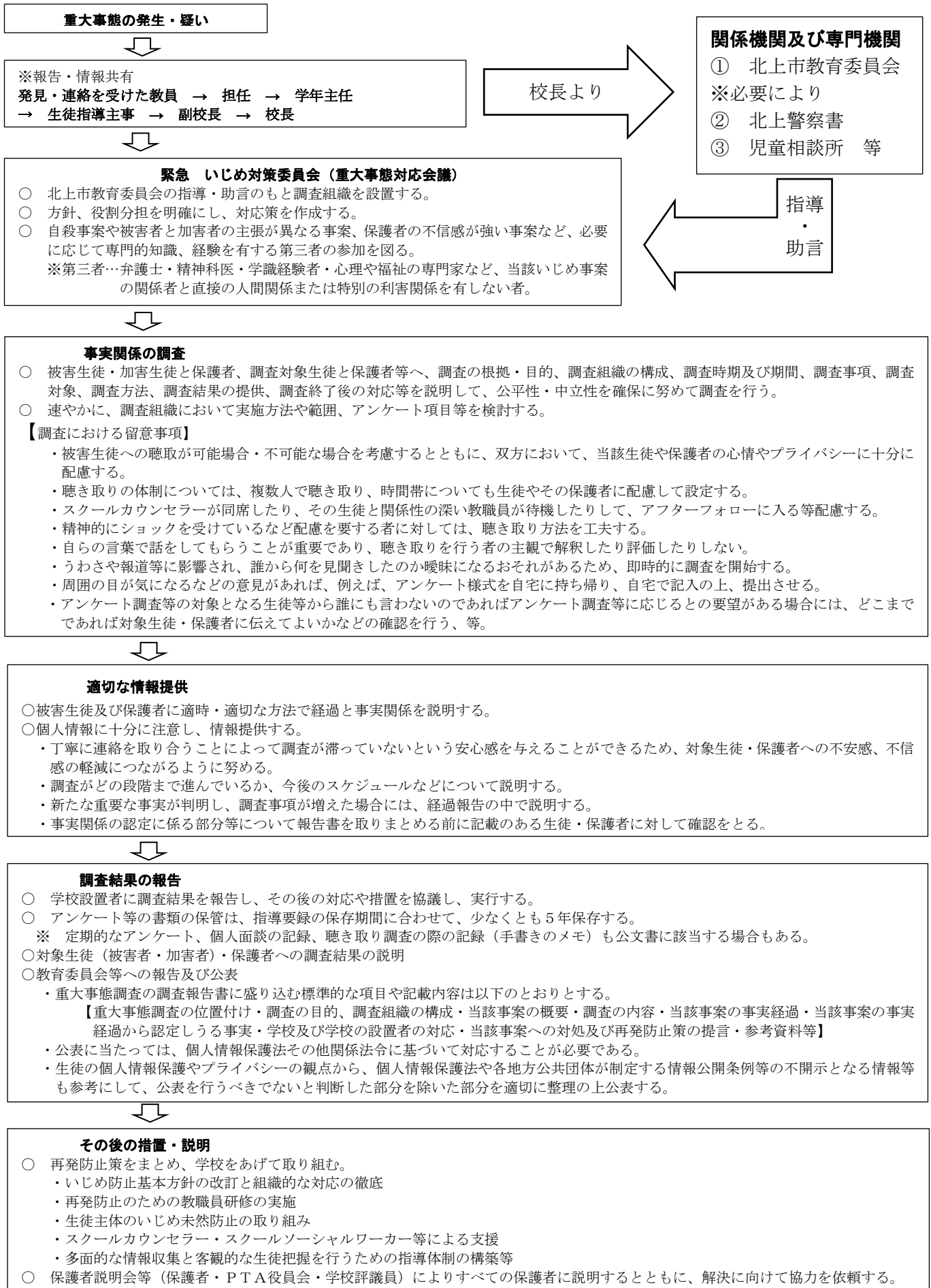
### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ア 生徒が自殺を企図した場合
  - イ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【いじめ防止対策推進法第28条①】

### 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに北上市教育委員会に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして対処し、いじめ対策委員会を開催する。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく警察署と相談して対処する。

### 3 重大事態への対応（フロー図）



いじめ重大事態に関する再発防止策

再発防止策	
生徒理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり</li> <li>② 生徒がSOSを発信しやすい仕組みづくりと相談窓口の周知</li> <li>③ 生徒一人ひとりの心理や特性を見出す生徒理解の促進</li> <li>④ 生徒一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備</li> <li>⑤ 発達段階に応じた生徒指導の徹底</li> <li>⑥ 生徒会活動等、生徒が主体となって行ういじめ防止に向けた取り組みの充実</li> <li>⑦ 教職員と生徒の信頼関係や生徒相互の良好な人間関係の構築</li> </ul>
校内生徒支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 道徳教育・人権教育の充実</li> <li>② 課題解決に向けた組織的な対応力の向上</li> <li>③ 生徒支援のための教諭の体制強化と育成</li> <li>④ 校長のマネジメント力強化と生徒支援・生徒指導主事等の課題解決能力の向上</li> <li>⑤ 教職員のいじめ問題に真剣に取り組む意志・姿勢の高揚</li> <li>⑥ 学校内での組織的な情報共有・引継ぎの徹底</li> <li>⑦ 「教育を受ける権利」を補償するための支援の確実な実施</li> </ul>
保護者との関係構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり</li> <li>② 保護者からの相談への組織的な対応</li> <li>③ 学校外の相談窓口の効果的活用</li> </ul>
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育委員会等（多機関）との連携強化</li> <li>② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携強化</li> <li>③ チームアプローチ体制の整備</li> </ul>
いじめ調査方法のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校・教育委員会等の連携による重大事態調査の判断</li> <li>② 岩手県いじめ防止等のための基本的な方針を踏まえた再発防止策の推進</li> <li>③ 研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用</li> <li>④ 生徒の心理手状態や学級の状況把握に向けた調査体制の拡充</li> </ul>
調査結果の公表のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 調査結果の公表における個人情報保護関係法令の遵守</li> <li>② 調査結果公表ガイドラインの作成</li> </ul>
いじめの定義の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>① より効果的な研修の工夫</li> <li>② 保護者や地域に向けた学校の取り組みの発信</li> </ul>

**VII 学校評価**

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。また、学校評価を受けて、いじめ対策委員会を開催し、次年度へ向けた取り組みを確認する。

- ・ いじめの未然防止にかかわる取組に関する事 「いじめの未然防止のための取組 4と5」
- ・ いじめの早期発見にかかわる取組に関する事 「いじめの早期発見のための取組 2」

**VIII その他**

**1 校務の効率化**

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

**2 地域や家庭との連携について**

- (1) いじめ防止基本方針を作成するにあたっては、PTA役員、学校評議員の意見を反映させる。
- (2) いじめ防止等に関わる方針及び取組については、授業参観や地区懇談会等を利用して保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を早期に受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を整備する。

**3 いじめ対策年間指導計画について**

	学 校	・生徒 ○保護者
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議における生徒指導情報交換</li> <li>・職員研修会による周知徹底</li> <li>・生徒に向けて年度当初のいじめ基本方針の説明</li> <li>・いじめ防止基本方針の校報等による周知</li> <li>・生徒会による活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級開き</li> <li>・人間関係づくり</li> <li>・学級のルールづくり</li> <li>○いじめ対策についての説明</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回学校生活アンケートの実施</li> <li>・生徒会による活動</li> <li>・職員会議における生徒指導情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の生活アンケート(連休明け運動会取組中)</li> <li>・運動会を通じた人間関係づくり</li> <li>・イエローリボン宣言(いじめ防止のための学級テーマ作成)</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回学校生活アンケートの実施</li> <li>・教育相談の実施</li> <li>・職員会議における生徒指導情報交換</li> <li>・教職員の自己診断チェック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者への生活アンケート</li> <li>・生徒の生活アンケート(中総体後)</li> <li>・エンジョイウィーク(学級交流レクリエーション)</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ解消の確認(三者面談)</li> <li>・職員校内研修会</li> <li>・地区懇談会資料の作成</li> <li>・1学期の教育活動における教員評価の実施</li> <li>・1学期のいじめ事案の記録・資料整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校生活アンケート結果の公表</li> <li>・○三者面談による情報共有</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験活動における人間関係の観察</li> <li>・職員会議における生徒指導情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験活動における人間関係づくり</li> <li>・夏休み明けの教育相談(担任による観察等を基に)</li> </ul>

9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会による活動</li> <li>・修学旅行、新人戦、体験活動における人間関係の観察</li> <li>・職員会議における生徒指導情報交換</li> <li>・生徒の心のサポート授業</li> <li>・教職員の自己診断チェック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行、新人戦、体験活動における人間関係づくり</li> <li>・心と体の健康観察の実施と教育相談</li> <li>・エンジョイウィーク</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会による活動（イエローリボン活動）</li> <li>・北桜祭における人間関係の観察</li> <li>・保護者への生活アンケート</li> <li>・職員会議における生徒指導情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者への生活アンケート</li> <li>・北桜祭における人間関係づくり</li> <li>・イエローリボン活動（文化祭時に行ういじめ防止運動）</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回学校生活アンケートの実施</li> <li>・教育相談の実施</li> <li>・職員会議における生徒指導情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の生活アンケート調査</li> <li>○学校生活アンケート</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ解消の確認（三者面談）</li> <li>・2学期の教育活動における教員評価の実施</li> <li>・2学期のいじめ事案の記録・資料整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三者面談による情報共有</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ事案の記録・資料整理</li> <li>・いじめ防止基本方針の見直し</li> <li>・職員会議における生徒指導情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み明けの教育相談（担任による観察等を基に）</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回学校生活アンケートの実施</li> <li>・教育相談の実施</li> <li>・職員会議における生徒指導情報交換</li> <li>・教職員の自己診断チェック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の生活アンケート調査</li> <li>・エンジョイウィーク</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ事案の記録・資料整理</li> <li>・次年度の計画作成</li> </ul>	

(平成30年1月22日 改定)

(令和 2年1月23日 改定)

(令和 7年2月10日 改定)